

山梨県建設工事検査要綱 新旧対照表

新	旧
<p>検査の命令及び委任)</p> <p>第 5 条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、規則第 3 5 条の規定により、出納局工事検査課の工事検査監、工事検査員若しくは専門員又は地域県民センターの工事検査幹、工事検査員若しくは専門員に検査を命じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出納局長等は、必要と認めるときは、第 5 号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。</p> <p>附則 （施行期日） この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 （施行期日） この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 （施行期日） この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>（検査の命令及び委任）</p> <p>第 5 条 出納局長又は地域県民センター所長（以下「出納局長等」という。）は、検査の依頼があったときは、規則第 3 5 条の規定により、出納局工事検査課の工事検査監若しくは工事検査員、又は地域県民センターの工事検査幹若しくは工事検査員に検査を命じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出納局長等は、必要と認めるときは、第 5 号様式により当該検査を発注機関の長に委任することができる。</p> <p>附則 （施行期日） この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 （施行期日） この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。</p>